

福山市まちづくりサポートセンター運営業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2025 年（令和 7 年）2 月 20 日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

- (1) 業務名 福山市まちづくりサポートセンター運営業務
- (2) 業務場所 福山市が指定する場所
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務履行期間 2025 年（令和 7 年）4 月 1 日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

2 委託費

委託費の上限は 25,600,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

ただし、この金額は、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成する上での設定金額であり、契約を約束するものではない。

※このプロポーザル形式による契約は、令和 7 年福山市 3 月議会で当該契約に係る 2025 年度（令和 7 年度）歳入歳出予算の議決が得られなかった場合には取り消すものとする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号又は第 3 号の規定に該当しない者であること。

4 評価基準・評価項目

評価項目	評価内容	配点	小計
(1) 業務の実績・実施体制	業務の経験、実績 ・ 同種業務の経験・実績はあるか。	/ 4	/16
	実施体制、配置人員など ・ 業務担当者の数や配置は適切か。 ・ 市との連絡、相談ができる体制が構築されているか。	/12	
(2) 企画提案書内容	業務に対する視点・考え方 ・ 仕様書の目的に適合した提案となっているか。	/20	/92
	地域課題・社会的課題の解決に向けた支援 ・ 地域課題・社会的課題を解決する地域の取組を行政等と協力して支援するような事業提案となっているか。 ・ 課題解決に関する知見や能力を有する各種団体や個人とのマッチングの手法が取り入れられているか。	/20	
	まちづくりを担う人材及び団体の発掘・育成・確保 ・ 市民活動支援・住民自治支援につながるような提案となっているか。 ・ 地域課題・社会的課題を解決するための人材及び団体の発掘、育成、確保につながる提案となっているか。	/16	
	まちづくりに関する情報の収集・発信 ・ 効果的な情報収集、情報発信ができる仕組みとなっているか。 ・ SNS 等を活用するなどし、多様な主体に情報発信できるような提案となっているか	/16	
	その他独自の提案事項 ・ 提案者のノウハウや知識・経験を生かした創意工夫のある提案となっているか。	/12	
	業務の実施方針及び行程表 ・ 実施方針や行程表は、市や関係機関との協議を踏まえ、臨機応変に対応できるようになっているか	/8	
(3) プレゼンテーション	プレゼンテーション能力 ・ 業務に関する知識・理解度はあるか。 ・ プレゼンテーションは分かりやすいか。	/ 6	/12
	質疑・応答 ・ 質問内容を把握し、回答が的確であるか。	/6	
合計			/120

5 受注候補者の特定

福山市まちづくりサポートセンター運營業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価委員会の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1名、次順位者1名を特定します。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

部局名：福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課

住 所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

TEL：084-928-1051（直通）FAX：084-928-1229

E-mail：machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2025 年（令和 7 年）2 月 20 日（木）
実施要領等の配付期間	2025 年（令和 7 年）2 月 20 日（木）から 同年 3 月 6 日（木）午後 5 時まで
質問書受付期間	2025 年（令和 7 年）2 月 20 日（木）から 同年 2 月 28 日（金）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	2025 年（令和 7 年）3 月 4 日（火） 回答は、適宜福山市ホームページ (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp) に掲載します。
参加申込書の受付期間	2025 年（令和 7 年）2 月 20 日（木）から 同年 3 月 6 日（木）午後 5 時まで
企画提案書の提出者の選定 通知	2025 年（令和 7 年）3 月 7 日（金）
企画提案書の受付期間	2025 年（令和 7 年）3 月 7 日（金）から 同年 3 月 17 日（月）午後 5 時まで
プレゼンテーションの実施	2025 年（令和 7 年）3 月 21 日（金）（予定）
企画提案書の選定通知	2025 年（令和 7 年）3 月 25 日（火）（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025 年（令和 7 年）2 月 20 日（木）から同年 3 月 6 日（木）まで（福山市の休日
を定める条例（平成元年条例第 29 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）

イ 配付場所

(1) に同じ。

※福山市ホームページ (<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp> 以下同じ。) から

もダウンロードできます。

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

イ 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者に決定します。見積金額が同額の場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより受注候補者を決定します。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。

(2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、福山市まちづくりサポートセンター運営業務に関するプロポーザル実施要領（募集要項）に定めるところによる。